

さくら市介護予防・日常生活支援総合事業 新旧対照表

1. 対象

事業等種別		新(H31.4～)	現行(H30.4.1～H31.3.31)
第1号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス	要支援2で介護予防ケアマネジメントにおいて介護予防訪問介護相当サービスの利用が必要と認められた方	要支援、事業対象者のうち生活援助のみのサービス利用者を除く。ただし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に当該サービスを利用する者については、この限りでない。
	訪問型サービスA	事業対象者、要支援1及び要支援2の方で介護予防ケアマネジメントにおいて訪問型サービスAの利用が必要と認められた方	要支援、事業対象者のうち生活援助のみのサービス利用者
第1号通所事業	介護予防通所介護相当サービス	要支援2で介護予防ケアマネジメントにおいて介護予防通所介護相当サービスの利用が必要と認められた方	要支援、事業対象者のうち生活機能向上のための個別メニューを行っていない者を除く。ただし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に当該個別メニューを行っていない者については、この限りでない。
	通所型サービスA	事業対象者、要支援1及び要支援2の方で介護予防ケアマネジメントにおいて訪問型サービスAの利用が必要と認められた方	要支援、事業対象者のうち生活機能向上のための個別メニューを行っていない者。

2. 基準

事業等種別		新(H31.4～)	現行(H30.4.1～H31.3.31)
第1号 訪問事業	介護予防 訪問介護 相当サービス	同右	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準」という。）第2章に規定する訪問介護の基準（以下「訪問介護基準」という。）による。
	訪問型 サービスA	(1)管理者は専従1 (2)訪問事業責任者は従事者資格要件と同じ。人数は必要数。 (3)サービス提供時間は30分以上1時間未満。	(1) 訪問介護員等（介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又はさくら市生活支援サポーターに限る。）1以上 (2) サービス提供責任者（介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者に限る。）人数は、基準第5条第2項の規定による。 (3) 指定事業者は、基準第29条の2の規定にかかわらず、利用者の状況に応じて介護等のうち特定の援助を行うことができる。 (4) 前3号に掲げるもの以外の基準については、訪問介護基準による。
第1号 通所事業	介護予防 通所介護 相当サービス	同右	基準第7章に規定する通所介護の基準（以下「通所介護基準」という。）による。
	通所型 サービスA	(1)看護職員は同左 (2)従事者は利用者が15人までの場合は専従1人。15人を超える場合にあっては利用者1人につき0.1以上。 (3)サービス提供時間は4時間程度。	(1) 看護職員（専ら指定通所介護の提供に当たる者に限り、当該指定通所介護の提供時間帯に指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。）1以上（ただし、利用者の数が10人までの場合にあっては介護職員を1以上置くことにより看護職員を置くことは要しない。） (2) 介護職員（専ら指定通所介護の提供に当たる者に限る。）利用者が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては必要数に1を加えた数 (3) 前2号に掲げるもの以外の基準については、通所介護基準による。

3. 単位、加算・減算

平成30年4月1日～変更なし

事業等種別		単位		加算・減算
第1号訪問事業	介護予防訪問介護 相当サービス	週1回	1,168 単位/月	指定介護予防サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定介護予防サービスに関する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老初第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長名通知)による。
		週2回	2,335 単位/月	
		週2回超	3,704 単位/月	
	訪問型サービスA	週1回	1,051 単位/月	
		週2回	2,101 単位/月	
		週2回超	3,333 単位/月	
第1号通所事業	介護予防通所介護 相当サービス	週1回	1,647 単位/月	
		週2回	3,377 単位/月	
	通所型サービスA	週1回	1,482 単位/月	
		週2回	3,039 単位/月	

○訪問サービスAは生活支援とし、身体介護は含まない。

○通所サービスAは、4時間程度とし入浴は含まない。なお、入浴については自費とする。

○現在認定を受けている方は、平成31年4月以降の更新申請または事業対象者の有効期間がきた時点で平成31年4月からの新制度に移行する。

○平成31年4月より事業対象者の有効期間は、36カ月とする。なお、状態が変わった場合等は介護申請が必要な場合があるので相談すること。